

山梨県立富士見支援学校
いじめ防止基本方針

平成26年4月

(改訂 令和8年5月14日)

目 次

はじめに	1
第1章 いじめの問題に関する基本的な考え方	1
1 いじめとは	1
2 いじめの基本認識	2
3 いじめ防止のための学校の体制	2
4 年間計画 「いじめ防止指導計画」	5
5 取組状況の把握と検証（PDCA）	6
第2章 いじめの未然防止	6
1 児童生徒や学級の様子を知る	6
2 「居場所づくり」、「絆づくり」、と「自己有用感」	6
3 命や人権を尊重し豊かな心を育てる	8
4 保護者や地域への働きかけ	8
5 関係機関との連携について	8
6 保護者の役割について	8
第3章 早期発見	9
1 教職員のいじめに気づく力を高める	9
2 いじめの態様	9
3 いじめは見えにくい	9
4 早期発見のための手だて	10
5 相談しやすい環境をつくる	11
第4章 早期対応	12
1 いじめ対応の基本的な流れ	12
2 いじめが起きた場合の組織的な対応	13
3 いじめ発見時の緊急対応	15
4 いじめを発見した場合の対応	15
5 警察・関係機関との連携体制	16
第5章 ネット上のいじめへの対応	18
1 ネット上のいじめとは	18
2 未然防止のために	19
3 早期発見・早期対応のために	19
書き込み等の削除の手順（一例）	20
第6章 重大事態発生時の対応	21
1 重大事態が発生した場合	21
2 県立学校で、重大事態が発生した場合	22

山梨県富士見支援学校 いじめ防止基本方針

山梨県立富士見支援学校

【はじめに】

いじめは、児童生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、健全な成長に多大な影響を及ぼす。すべての教職員がいじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で臨むことが重要である。また、どんな些細なことにでも必ず親身になって相談に応じることが大切であり、いじめの問題の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

いじめという行為について教職員全員が正しく理解することの必要性について、あえて何度も繰り返すのは、たった一人の教職員の不適切な理解が、いじめ行為の見過ごしや見逃しにつながりかねないからである。また、一部の教職員の不適切な言動が、いじめを容認するものと児童生徒に受け止められ、加害者側の行為をエスカレートさせたり、被害者側に教職員に相談することをためらわせたりしかねないからでもある。すべての教職員が、正しいいじめ理解、適切ないじめ対応に向かえるようになることが重要である。

そのためには、学校として教育活動全体を通じて、生命や人権を大切にす精神を根幹とした教育実践に努めなければならない。また、すべての教職員が、児童生徒一人一人を多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格の健全な発達を支援するという児童生徒観に立ち、指導を徹底することが重要となる。

第1章 いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。しかしながら、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得ることから、学校、家庭、関係機関が密接な連携を図り、継続して、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが重要である。

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的な取組を進める必要がある。とりわけ「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接にかかわっており、すべての教職員が日々実践することが求められる。

1 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 〈いじめ防止対策推進法第2条〉

(2) 具体的ないじめの態様について（文部科学省の調査より）

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

2 いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」には多様な態様があることに鑑み、定義にある「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することなく、さらにその特質を十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により、暴行、傷害、恐喝、脅迫、強要罪等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となっ取り組むべき問題である。

3 いじめ防止のための学校の体制

いじめ問題への取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取組を、あらゆる教育活動において展開することが必要である。本校においては、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、校長が任命したいじめ問題に特化した機動的な「いじめ対策委員会」を設置し、委員会を中心として、すべての教職員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。また、組織が有効に機能しているかについて、定期的に点検・評価を行い、生徒の状況や前籍校の実態などに応じた取組を展開していくことに努める。

本校に在籍する児童生徒は、県立北病院で加療中であるため、一人一人の主治医等と行っている「医療・教育情報交換会」等の内容の充実を図るよう努める。

(1) いじめ防止対策委員会の設置

いじめ対策委員会は、校長が任命した副校長、事務長、教務主任、学部主事、生徒指導主事(いじめ防止対策主任)、相談支援部主任、養護教諭(保健主事)をメンバーとして設置する。

なお、委員は必要に応じて柔軟に対応する。

①「いじめ防止対策委員会」(日常的な対応)

○構成員：校長、副校長、事務長、教務主任、学部主事、生徒指導主事、相談支援部主任、養護教諭等

○役割と検討内容

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1 学校いじめ防止基本方針の策定 | 2 いじめの未然防止 |
| 3 いじめへの対応 | 4 教職員の資質向上のための校内研修 |
| 5 年間計画の企画と実施 | 6 年間計画の進捗状況のチェック |
| 7 各取組の有効性の検証 | 8 学校いじめ防止基本方針の見直し |

※ いじめ防止対策委員会での内容や事案に応じての対応については、職員会議等においてすべての教職員に報告し周知徹底する。

※ いじめ事案発生時は、緊急に対応することとし、事案に応じて、いじめ防止対策委員会の委員に必要な関係者を加え対応する。

②「拡大いじめ防止対策委員会」(学期ごとの対応)

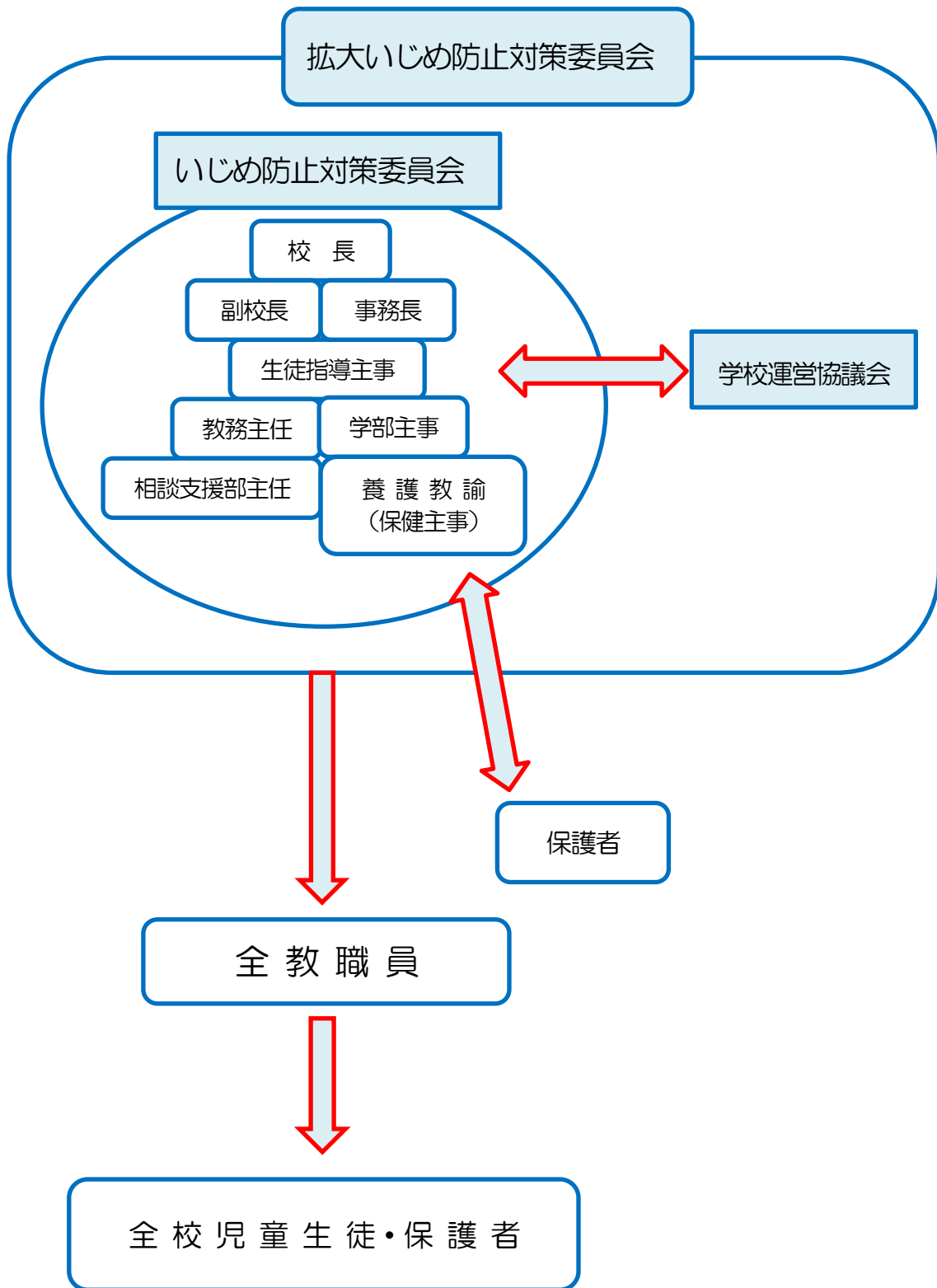
○構成員：いじめ防止対策委員会委員及び学校運営協議会委員

○開催時期：学期に1回程度(学校運営協議会に併せて開催)

○役割と検討内容

拡大いじめ防止対策委員会は、直近の「いじめ実態調査」の結果等を踏まえ、いじめ問題への対応について検証する。

【いじめ防止のための学校の体制】



4 年間計画 「いじめ防止指導計画」

	小学部	中学部	学校全体	
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への相談窓口周知 ・児童への相談窓口周知 ・「前籍校からの情報」「医教情報交換会」等によって把握された児童の状況等の集約 ・学級づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への相談窓口周知 ・生徒への相談窓口周知 ・「前籍校からの情報」「医教情報交換会」等によって把握された生徒の状況等の集約 ・学級づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策委員会① (年間計画の確認、問題行動調査結果を共有) 「前年度のアンケート調査結果」「いじめ防止基本方針」 ・「学校いじめ防止基本方針」の周知 (HP掲載) 等 ・第1回拡大いじめ防止対策委員会 	
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談 		
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者懇談 (家庭での様子の把握) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者懇談 (家庭での様子の把握) 		
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・「第1回いじめ実態調査アンケート」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第1回いじめ実態調査アンケート」の実施 		
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談 (必要に応じて実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談 (必要に応じて実施) 		
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者懇談 (必要に応じて実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者懇談 (必要に応じて実施) 		
10月				
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2回いじめ実態調査アンケート」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2回いじめ実態調査アンケート」の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・第2回拡大いじめ防止対策委員会 (アンケート調査の結果等)
12月				
1月				
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3回いじめ実態調査アンケート」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3回いじめ実態調査アンケート」の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回拡大いじめ防止対策委員会 (アンケート調査の結果等) 	
3月			<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策委員会② 「取り組みの検証・課題・対策」 	
	<ul style="list-style-type: none"> ◇学部会 (月2回) ◇医教情報交換会 	<ul style="list-style-type: none"> ◇学部会 (月2回) ◇医教情報交換会 	<ul style="list-style-type: none"> ◇教職員間による情報共有 ◇前籍校連絡会 	

5 取組状況の把握と検証（P D C A）

拡大いじめ防止対策委員会は、年3回、いじめの未然防止等の取り組み状況やアンケート調査結果等についての検討会議と位置づけ、取組が計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめの未然防止

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」という認識をすべての教職員がもち、未然防止やいじめが起こりにくい集団づくりなど、児童生徒のよりよい人間性を育み豊かな心を育てる、「いじめを生まない学校や学級の風土を醸成していく」必要がある。児童生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の実態等を把握したうえで、体系的・計画的に取り組むため、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

1 児童生徒や学級の様子を知る

（1）教職員の気づきが大切

児童生徒や学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、児童生徒と場を共にすることが必要である。その中で、児童生徒の些細な言動から、個々のおかれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

（2）実態把握の方法

児童生徒の個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、児童生徒及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、生徒達のストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効である。また、配慮を要する児童生徒の進級や進学、前籍校への復帰に際しては、教職員間や学校間で適切な引き継ぎを行う必要がある。

2 「居場所づくり」、「絆づくり」、「自己有用感」

互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりを進めるために、主体的な活動を通して、児童生徒が自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じとれる「心の居場所づくり」の取組が大切である。

児童生徒は、周りの環境によって大きな影響を受ける。児童生徒にとって、教職員の姿勢は、重要な教育環境の一つである。教職員が児童生徒に対して愛情を持ち、配慮を要する児童生徒を中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開することが、児童生徒に自己存在感や充実感を与え自己有用感を育むことになり、いじめの発生を抑え、未然防止のうえでの大きな力となる。

○「居場所づくり」とは

学級や学年、学校を生徒の居場所になるようにしていくこと。様々な危険から児童生徒を守るという安全はもとより、そこにいることに不安を感じたり、落ち着かない感じを持ったりしないという安心感も重要である。そのためには、授業改善、授業の見直しから始め「わかる授業」を行う必要がある。単に「居心地よくしてあげる」ということでなく、「児童生徒が困らないようにする」ための居場所づくりと考える。

○「絆づくり」と「自己有用感」とは

教師がきちんと「居場所づくり」を進めているという前提のもとで、児童生徒自らが主体的に取り組む活動の中で、お互いを認め合ったり、心のつながりを感じたりできることである。児童生徒同士と一緒に活動することを通して自ら感じ取っていくものが「絆」であり「自己有用感」であるので、「絆づくり」を行うのはあくまでも児童生徒同士である。

全員の児童生徒の「絆づくり」を促すためには教師の働きかけが不可欠であり、組織的・計画的な働きかけが必要である。一言で言うなら、すべての児童生徒が活躍できる場を準備することである。

○「授業づくり」と「集団づくり」の見直し

「授業づくり」と「集団づくり」を見直していくことで、いたずらにトラブルが起こることも、それがいじめへとエスカレートすることもなくなっていく。きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持った児童生徒なら、いじめの加害に向かうことはないはずである。

○いじめに向かわせないために、主に学校で取り組むべき課題

児童生徒に「規律」、「学力」、「自己有用感」を身につけさせる必要がある。

○きちんと授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、認められているという実感を持った児童生徒を育成することが肝心である。

(1) 児童生徒の信頼に応える教師になる

児童生徒は、教職員の一举手一投足に目を向けている。教職員の何気ない言動が、児童生徒を傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合がある。すべての教職員は、児童生徒の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められる。

(2) 教職員の協力共同体制をつくる

温かい学級経営や教育活動を学年や学校全体で展開していくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、互いに学級経営や授業、生徒指導等について、尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職場の雰囲気が大切である。そのためには、校内組織が有効に機能し、様々な問題へ対応できる体制を構築するとともに、児童生徒と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進することが必要である。

(3) 自己肯定感を高める、学習活動や学級活動、学校行事・学部行事

授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「こんなに認められた」「人の役に立った」という経験が、児童生徒を成長させる。また、教職員の児童生徒への温かい声かけが、「認められた」という自己肯定感につながり、児童生徒は大きく変化するものである。

3 命や人権を尊重し豊かな心を育てる

しなやかな心を育成し思いやりの心を育む道徳教育や人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育、また、様々なかかわりを深める体験教育を充実させることは、豊かな心を育成する重要なポイントである。

(1) 道徳教育の充実

未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳教育が大きな力を発揮する。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てることが大切になる。児童生徒は、心根が揺さぶられる教材や資料に出会い、人としての「気高さ」や「心づかい」、「優しさ」等に触れれば、「しなやかな心」を持ち、自分自身の生活や言動を省み、いじめの抑止につながると考えられる。

(2) 人権教育の充実

いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを児童生徒に理解させることが大切である。また、児童生徒が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る必要がある。

4 保護者や地域への働きかけ

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者対象の研修会の開催やHP、学校だより等による広報活動を積極的に行うことも大切である。

5 関係機関との連携について

学校や教育委員会による指導のみでは十分な効果を上げることが困難な場合には、関係機関(警察、児童相談所、医療機関、地方法務局、県私立学校主管部局等)と適切に連携し、事案の的確な解決を図る。そのために、平素から学校および設置者は、関係機関の担当者との窓口交換や定期的な連絡会議の開催等を通じて、情報共有と協力体制の構築に努める。これにより、重大事態の未然防止および迅速な対応が可能となる体制を整える。

6 保護者の役割について

いじめの未然防止と早期対応を進めるうえで、保護者との協力が不可欠であると考え。保護者には、家庭において温かな人間関係を築き、児童生徒がいじめを行うことのないよう、規範意識を育成するための指導に努めていただくことをお願いする。また、国・地方公共団体・学校設置者および学校が実施するいじめ防止等の取組に対し、保護者が積極的に協力していただくことが重要である。そのためにも、保護者が日頃から、いじめの防止に関する理解を深めるとともに、児童生徒が悩みや不安を相談しやすい家庭環境づくりに努めていただくことを重視する。本校は、学校と家庭が相互に連携し、児童生徒が安心して学ぶことのできる環境を整えるために、保護者との協働を推進していく。

第3章 早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童生徒との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、児童生徒に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集することが大切である。

1 教職員のいじめに気づく力を高める

(1) 児童生徒の立場に立つ

すべての教職員が児童生徒一人一人を人格のある人間としてその個性と向き合い、人権を守り尊重した教育活動を行わなければならない。そのためには、教職員自ら人権感覚を磨き、児童生徒の言葉をきちんと受けとめ、児童生徒達の立場に立ち、児童生徒を守るという姿勢が大切である。

(2) 児童生徒を共感的に理解する

集団の中で配慮を要する児童生徒に気づき、児童生徒の些細な言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じとれるような感性を高めることが求められている。そのためには、児童生徒の気持ちを受け入れることが大切であり、共感的に児童生徒の気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高めることが重要である。

2 いじめの態様

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている児童生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をとることが必要である。

いじめの態様 …………… 抵触する可能性のある刑罰

- | |
|---|
| ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる …………… 脅迫、名誉毀損、侮辱 |
| ② 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする … 暴行 |
| ③ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする …………… 暴行、傷害 |
| ④ 金品をたかられる …………… 恐喝 |
| ⑤ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする …… 窃盗、器物破損 |
| ⑥ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする … 強要、強制猥褻 |
| ⑦ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる …………… 名誉毀損、侮辱 |
| ⑧ 仲間はずれ、集団による無視
(刑罰法規には抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が必要) |

3 いじめは見えにくい

(1) いじめは大人の見えないところで行われている

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている。

- ① 無視やメールなど客観的に状況を把握しにくい形態で行われている。《時間と場所》
- ② 遊びやふざけあいのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態、部活動の練習のふりをして行われているなどの形態がある。《カモフラージュ》

(2) いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている児童生徒には、

- ① 親に心配をかけたくない
- ② いじめられる自分はダメな人間だ
- ③ 訴えても大人は信用できない
- ④ 訴えたらその仕返しが怖い

などといった心理が働くものである。

(3) ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は学校ではほとんど見えない。家庭で「メールの着信があっても直ぐに見ようとしない」「最近パソコンの前に座らなくなっている」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があることを保護者に伝え、いじめが疑われる場合は即座に学校へ連絡するよう依頼しておく必要がある。

4 早期発見のための手だて

(1) 日々の観察

休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、児童生徒の様子に目を配る。「児童生徒がいるところには、教職員がいる」ことを目指し、児童生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることは、いじめの発見に効果がある。また、教室には日常的にいじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をすることが大切である。

(2) 観察のポイント

転籍した段階での人間関係がうまく構築できるように観察し支援する。前籍校での様子も担任を中心に情報を収集し、校内外での人間関係を把握する必要がある。また、気になる言動が見られた場合は、適切な指導を行い、関係修復にあたる必要がある。

本校では、転籍直後の人間関係に注意するとともに、前籍校との連携を緊密に行う必要がある。

(3) 日記等の活用

学級日誌の点検や、気になる児童生徒には必要に応じて日記を書かせたりすることで児童生徒の変化を見いだしたり、担任と児童生徒・保護者が日頃から連絡を密に取り信頼関係を構築する。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

本校では、日々の保護者対応をていねいに行う必要がある。

(4) 相談体制の充実

日常生活の中での教職員の声かけ等、児童生徒が日頃から気軽に相談できる環境を充実させることが重要である。それは、教職員と児童生徒との信頼関係の上で形成されるものである。また、定期的な教育相談週間を設けて、児童生徒や保護者を対象とした教育相談を実施するなど、相談体制を整備し気軽に相談できる雰囲気をつくる。

(5) いじめ実態調査（アンケート調査等）の実施

いじめの実態調査（アンケート調査等）を必要に応じて随時実施することにする。学期途中に1回以上のアンケートを実施し実態を把握する。いじめられている児童生徒にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、持ち帰り

等、状況に応じて配慮し実施する。また、アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識が必要である。

5 相談しやすい環境をつくる

児童生徒が、教職員や保護者に、いじめについて相談することは非常に勇気がいる行為である。いじめている側から「チクった。」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを教職員が十分に認識し、その対応について細心の注意を払う必要がある。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することも考えられる。

(1) いじめられている本人からの訴えに対して

○心身の安全を保証する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手立てを考える。保健室や相談室等の一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任や養護教諭を中心に、本人の心のケアに努めるとともに具体的に心身の安全を保証する。事実関係や気持ちを傾聴する際「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく児童生徒の立場に立って傾聴する。

(2) 周りの児童生徒からの訴えに対して

いじめを訴えたことにより、その児童生徒へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の児童生徒から目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。「よく言ってくれたね」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明らかにしないことを伝えて安心感を与え、具体的に心身の安全を保証する。

(3) 保護者からの訴えに対して

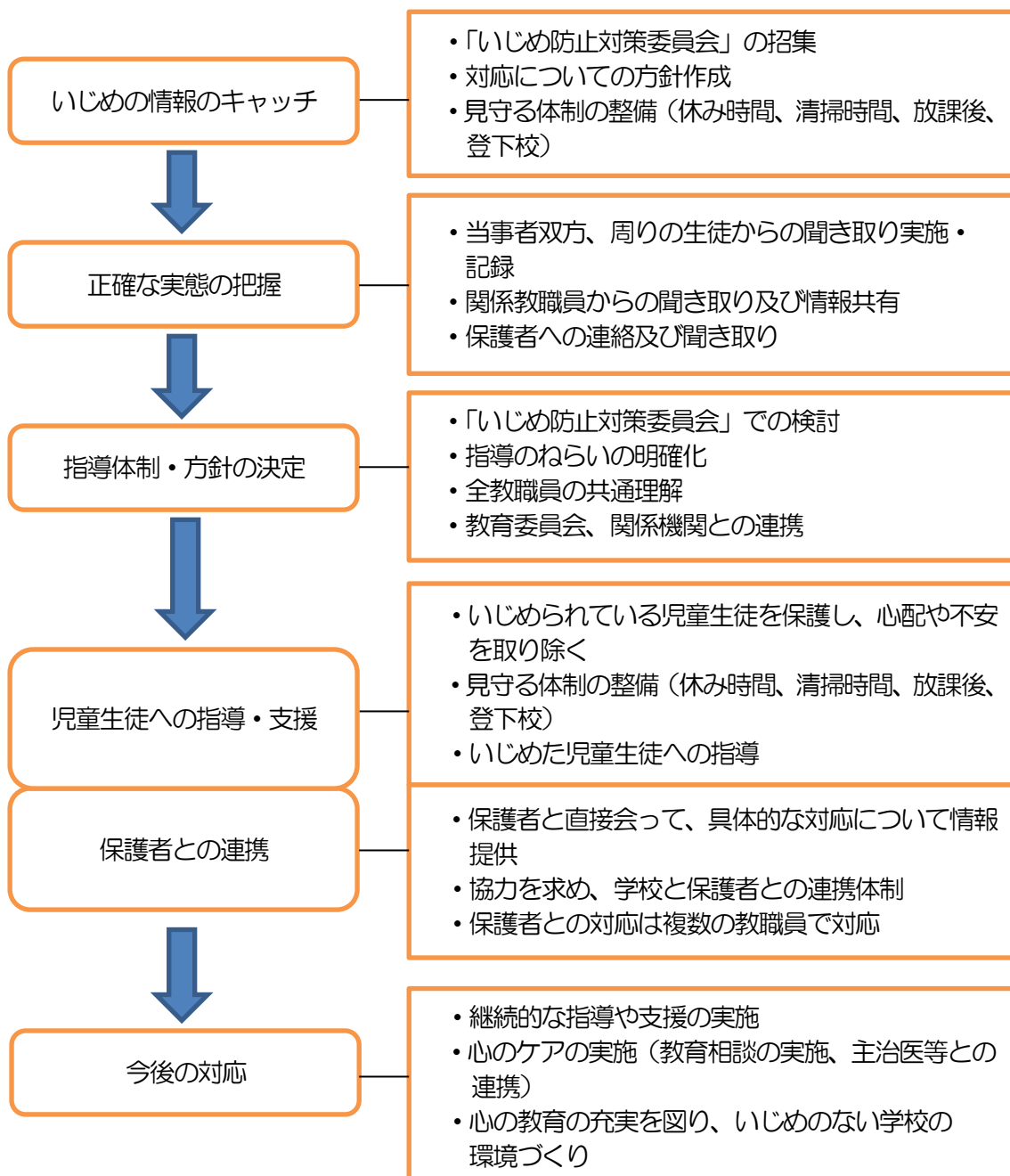
保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築いておくことが大切である。問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では信頼関係は築けない。問題が起こっていない時こそ、保護者との信頼関係を築くチャンスである。日頃から、児童生徒の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておくことが必要である。

児童生徒の苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて否定されたと感じることもある。保護者の気持ちを十分に理解して接することが大切である。

第4章 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが必要である。いじめられている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学部（学年）及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

1 いじめ対応の基本的な流れ



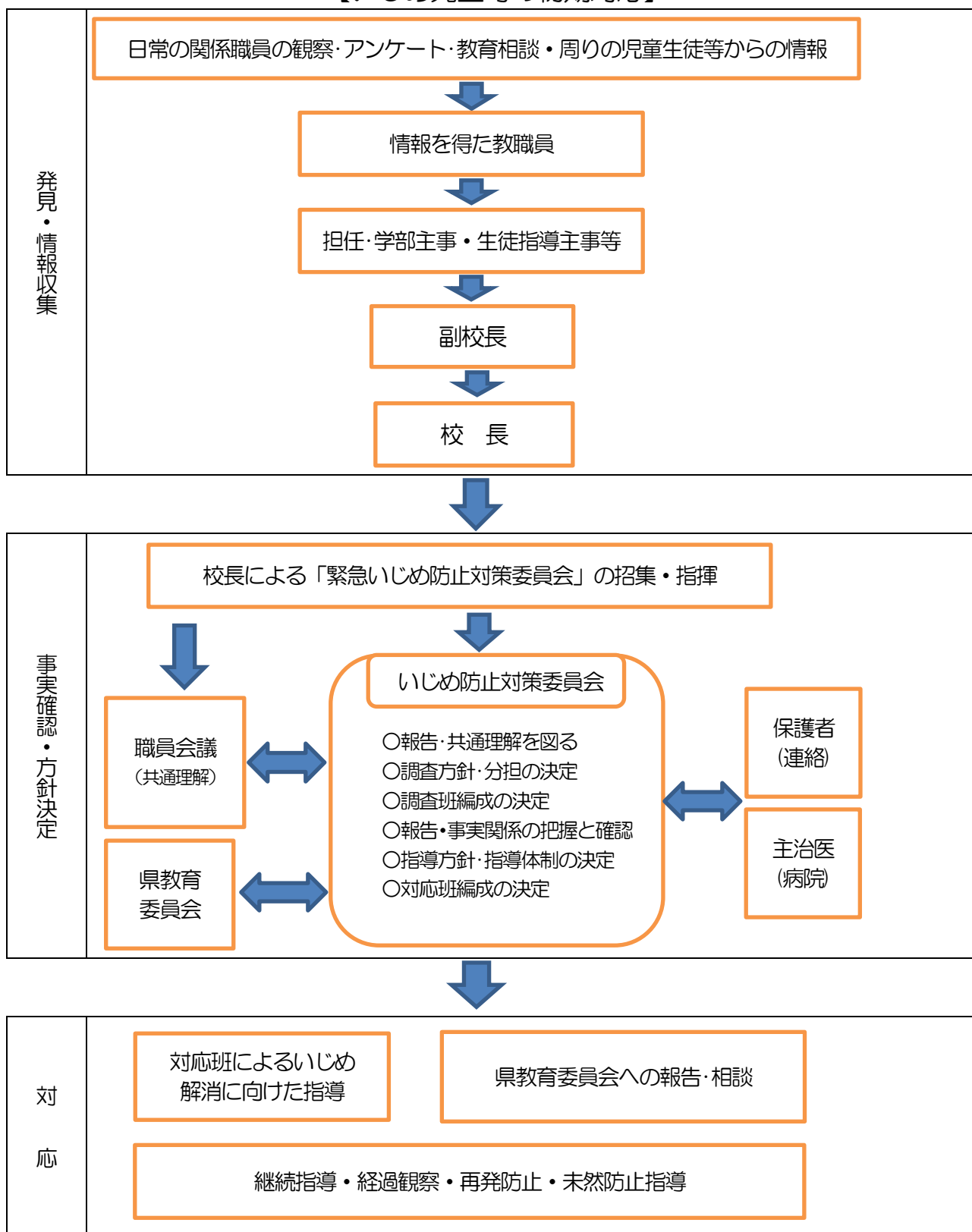
2 いじめが起きた場合の組織的な対応（学校全体の取組）

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学部（学年）及び学校全体で対応することが大切である。担任等が一人で抱えこみ、配慮に欠ける対応をしたため児童生徒をより辛い状況に追い込んでしまい、保護者とのトラブルに発展してしまうことがある。そういった状況を避けるためにも、校長がいじめ防止対策委員会による緊急対策会議を開催し、今後の指導方針を立て、組織的に取り組むことが重要である。

いじめ問題について、特定の教職員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、報告・連絡・相談を確実にし、学校全体で組織的に対応する。

- ①いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。
- ②いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切である。
- ③いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。
- ④いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。

【いじめ発生時の初期対応】



3 いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行う。あわせて、ただちに担任、学部主事、生徒指導主事等に連絡し、管理職に報告する。報告を受けた管理職は必要に応じて「いじめ防止対策委員会」を招集する。

(1) いじめられた児童生徒・いじめを知らせてくれた児童生徒を守る

いじめられていると相談に来た児童生徒や、いじめの情報を伝えに来た児童生徒から話を聴く場合は、他の児童生徒の目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮を行う。また、事実確認は、いじめられている児童生徒といじめている児童生徒を別の場所で行うことが必要である。

状況に応じて、いじめられている児童生徒、いじめ情報を伝えてくれた児童生徒を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の見守る体制を整備する。

(2) 事実確認と情報の共有

いじめの事実確認においては、いじめ行為を行う至った経過や心情などをいじめている児童生徒から聴き取るとともに、周囲の児童生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員(学部主事、担任、生徒指導担当者等)で対応し、事実に基づいていねいに行う。

短時間で迅速に正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

○把握すべき情報例

- | |
|---------------------------------------|
| ① 誰が誰をいじめているのか? …………… 【加害者と被害者の確認】 |
| ② いつ、どこで起こったのか? …………… 【時間と場所の確認】 |
| ③ どんな内容のいじめか? どんな被害をうけたのか? …………… 【内容】 |
| ④ いじめのきっかけは何か? …………… 【背景と要因】 |
| ⑤ いつ頃から、どのくらい続いているのか? …………… 【期間】 |

4 いじめを発見した場合の対応

(1) いじめられた児童生徒・保護者への対応

【児童生徒に対して】

- ① 事実確認とともに、まず、つらく不安な児童生徒の今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ② 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝え、心配や不安を取り除く。
- ③ 必ず解決できると、希望が持てることを伝える。
- ④ 自信を持たせる言葉をかけ、励まし、自尊感情を高めるよう配慮する。

【保護者に対して】

- ① 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- ② 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ③ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ④ 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
- ⑤ 家庭での児童生徒の変化に注意してもらい、些細なことでも相談してくれるよう伝える。

(2) いじめた児童生徒・保護者への対応

【児童生徒に対して】

- ① いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、児童生徒の背景にも目を向け指導する。
- ② 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

【保護者に対して】

- ① 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ② 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ③ 児童生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、具体的な助言を行う。

(3) 周りの児童生徒への対応

- ① 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学部（学年）、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ② 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級及び学部（学年）、学校全体に示す。
- ③ はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめの肯定であることを理解させる。
- ④ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
- ⑤ いじめに関するマスコミ報道や、体験事例等の資料をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させる。

(4) 継続した指導の実施

- ① いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う事を怠ってはならない。
- ② 教育相談、日記、手紙などで積極的に関わり、その後の状況について把握に努める。
- ③ いじめられた児童生徒の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻させる。
- ④ いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒に主治医等や関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。
- ⑤ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、実践計画を立ていじのない学級づくりへの取組を強化する。

5 警察・関係機関との連携体制

本校は警察を、児童生徒を加害から救い、被害から守るための重要なパートナーと位置づける。法に抵触する事案や、学校のみでは解決が困難な事案については、児童生徒の生命と安全を守るため、早期に警察へ相談・通報する。

○ 警察に相談・通報すべき事例と刑罰の対応

いじめの態様が以下の犯罪行為に該当すると認められる場合、学校は躊躇なく所轄警察署へ通報し、援助を求める。

※警察に相談・通報すべきいじめの事例

- 暴行（刑法第 208 条）
 - ・ゲームや悪ふざけと称して繰り返し同級生を殴ったり蹴ったりする。
 - ・無理やりズボンを脱がす。
- 傷害（刑法第 204 条）
 - ・感情を抑えきれずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切りつけてけがをさせる。
- 強制わいせつ（刑法第 176 条）
 - ・断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。
- 恐喝（刑法第 249 条）
 - ・断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。
 - ・断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。
- 窃盗（刑法第 235 条）
 - ・靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。・財布から現金を盗む。
- 器物損壊等（刑法第 261 条）
 - ・自転車を壊す。・制服をカッターで切り裂く。
- 強要（刑法第 223 条）
 - ・度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
- 脅迫（刑法第 222 条）
 - ・本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。
- 名誉毀損、侮辱（刑法第 230 条、231 条）
 - ・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。
- 自殺関与（刑法第 202 条）
 - ・同級生に対して「死ぬ」と言って唆し、その同級生が自殺を決意して自殺した。
- 児童ポルノ提供等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第 7 条）
 - ・同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。
 - ・同級生の裸の写真・動画を友達 1 人に送信して提供する。
 - ・同級生の裸の写真・動画を SNS 上のグループに送信して多数の者に提供する。
 - ・友達から送られてきた児童ポルノの写真・動画を、性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存している。
- 私事性的画像記録提供（リベンジポルノ）（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第 3 条）
 - ・元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。

・いじめを受けた児童生徒又は保護者の加害側に対する処罰感情が強いなどの事案等に対しては、いじめを受けた児童生徒や保護者の意向、学校における対応状況等を踏まえ、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。

・重大ないじめ事案や犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案において学校が警察に相談・通報を行うことは法令上求められており、こうした事案について警察への相談・通報を行ったことは、学校として適切な対応を行っているとして評価されるものである。

・いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行う。

・学校のみで対応するか判断に迷う場合であっても、いじめを受けた児童生徒や保護者の安心感につながる場合もあることから、警察（学校警察連絡員等）に相談・通報する。その際、警察に相談・通報を行った事案については、県教育委員会にも共有する。

・学校は、警察から連絡を受けた場合には、緊密に連携しつつ、その捜査又は調査に協力する。警察が捜査・調査中であっても、学校は、警察と連携しつつ、必要な指導・支援を行わなければならない。

第5章 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要がある。未然防止には、児童生徒のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。早期発見には、メールを見たときの表情の変化や携帯電話・スマートフォン等の使い方の変化など、被害を受けている児童生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な機関と連携して対応していくことが必要である。

1 ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォン等を利用して、特定の児童生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板など書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うものである。

具体例

- | |
|--|
| ①メールでのいじめ ②ブログでのいじめ ③チェーンメールでのいじめ
④学校裏サイトでのいじめ ⑤SNSから生じたいじめ ⑥動画共有サイトでのいじめ |
|--|

(1) ネットの特殊性による危険

- ①匿名性により、自分だとは分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。
- ②掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。
- ③スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。
- ④一度流出した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

2 未然防止のために

学校での人権教育の徹底・情報モラルの指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う事が重要である。

(1) 保護者会等で伝える

【未然防止のために】

- ① 児童生徒のパソコンや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童生徒たちを危険から守るためのルールづくりを行うこと、特に携帯電話を持たせる必要性について検討する。
- ② インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつ。
- ③ 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童生徒に深刻な影響を与えることを認識する。

【早期発見のために】

家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童生徒が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に、学校へ相談すること

(2) 情報モラルの指導の際のポイント

【インターネットの特殊性による危険や児童生徒が陥りやすい心理を踏まえた指導】

- ① 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること。
- ② 匿名でも書き込みをした人は、特定できること。
- ③ 違法情報や有害情報が含まれていること。
- ④ 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、被害者の自殺だけでなく、傷害など別の犯罪につながる可能性があること。
- ⑤ 一度流出した情報は、簡単には回収できないこと。
- ⑥ 書き込みの内容が悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること。

3 早期発見・早期対応のために

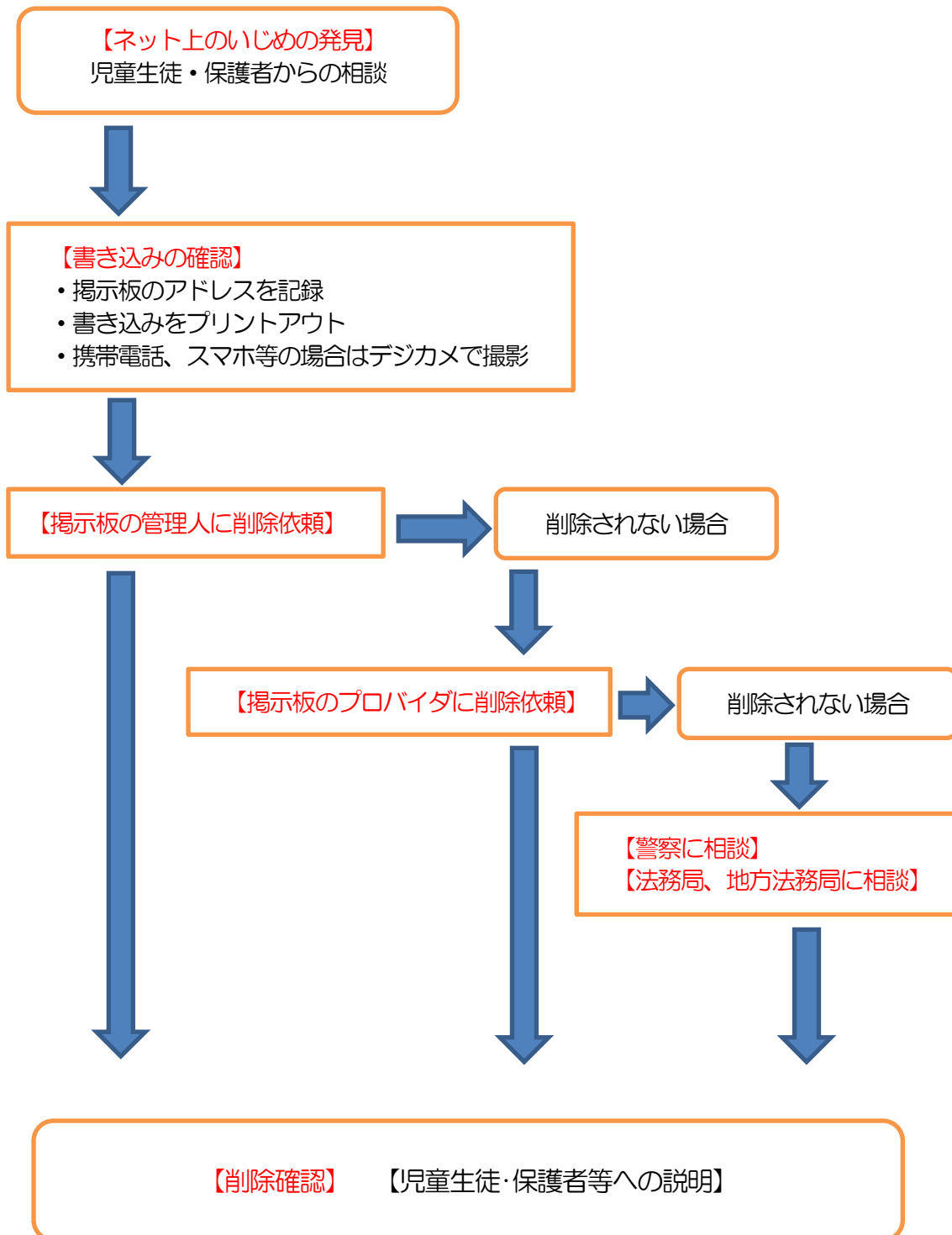
(1) 関係機関と連携したネット上の書き込みや画像等への対応

- ① 書き込みや画像の削除やチェーンメールへの対応等、具体的な対応方法を児童生徒、保護者に助言し、協力して取り組む。
- ② 学校、保護者だけでは解決が困難な事例が多いので、警察等の専門機関との連携をとる。

(2) 書き込みや画像の削除

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う。(※学校非公式サイトでの削除も同様)

【書き込み等の削除の手順（例）】



第6章 重大事態発生時の対応

重大事態発生時の対応は、全県立学校が同一となる。

重大事態が発生した場合には、「学校の設置者又はその設置する学校は、学校の設置者又はその設置する学校の下に、組織を設け、適切な方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。」(いじめ防止対策推進法第28条第1項より)

【重大事態とは】

- ①いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ・年間30日を目安とする(不登校の定義をふまえて)
- ③児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとする。

1 重大事態が発生した場合

【法に規定されている、重大事態発生時の対応】

①重大事態の報告

- ・県立学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会(高校教育課長)に報告。
- ・公立学校は、重大事態が発生した場合、直ちに設置する地方公共団体の教育委員会を通じて地方公共団体の長へ報告。
- ・私立学校は、重大事態が発生した場合、直ちに私学文書課を通じて、知事に報告。

②報告を受けた学校の設置者の対応

- ・学校の設置者は報告を受けたら、その調査を行う主体(学校の設置者か学校か)や、どのような調査組織とするか判断し調査を行う。

③重大事態の調査(事実関係を明確にするための調査)

- ・調査の主体は学校が主体となっていく場合と学校の設置者(公立学校は教育委員会、私立学校は学校法人)が主体となっていく場合のどちらかである。

④調査結果の提供及び報告

- ・調査に係る情報を、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適切に提供する。(法第28条第2項)
- ・調査結果の報告を行う。
 - 公立学校に係る調査結果→地方公共団体の長へ報告。
 - 私立学校に係る調査結果→都道府県知事へ報告。

2 県立学校で、重大事態が発生した場合

(1) 重大事態の発生

学校長から、教育委員会（高校教育課長）へ重大事態の発生を報告。
（→教育委員会から知事に報告）

(2) 教育委員会が主体となって、重大事態の調査を行う。

調査は「山梨県立学校いじめ問題対策委員会」（教育委員会の附属機関）
（以下「対策委員会」という）が主体となり、学校の「いじめ防止対策委員会」と連携して行う。

「山梨県立学校いじめ問題対策委員会」（教育委員会の附属機関）

- ・ 山梨県いじめ防止対策推進法施行条例で設置。
- ・ 県立学校で発生した重大事態の調査を行う組織。
 - ＊ 学校より重大事態の発生の報告を受けた県教育委員会の諮問により調査を行う。
- ・ 委員は、「学識経験者」「弁護士」「臨床心理士」「社会福祉士」
「精神科医」「県警本部少年課職員」「県中央指導相談所職員」
「地方方法務局人権擁護課職員」「高等学校校長会会長」
「総合教育センター相談支援部職員」「高校教育課長」等。
- ・ 事務局は、高校教育課。

(3) 調査上の目的と配慮

- ・ 調査は、学校の教育活動に極力支障が生じないように進める。
- ・ 事実関係を明確にするための調査を行う。
 - ＊ 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、「いつ（いつ頃から）」「誰から行われ」「どのような態様であったか」「いじめを生んだ背景事情」「生徒の人間関係にどのような問題があったか」「学校・教職員がどのように対応したか」等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。
- ・ 因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・ 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではない。
- ・ 調査の目的は、当該重大事態への対処や同種の事態の発生防止を図るもの。
- ・ いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先として調査を行う。
- ・ 調査による事実確認と同時に、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、いじめた生徒への指導や、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
 - ・ 重大事態の当該児童生徒の保護者の要望・意見等を十分に聴取し、迅速に当該保護者に当該調査について協議し、協力を求めてから調査を行う。
 - ・ 調査に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮する。
 - ・ 重大事態に係る「アンケート調査」等の調査結果については、いじめられた生徒やその保護者に提供する場合があることを念頭において実施する。また、調査に先立ち、その旨を調査対象の生徒や保護者に説明してから実施する。

(4) 調査の実施

*調査を行う主体は「対策委員会」

*学校は調査に際して、「対策委員会」から求めがあった場合、「報告」「文書」「その他の物件」の提出・提示を行う。

*「対策委員会」は、重大事態に係る「関係者」に対し、学校内及び学校外において、「質問票」を用いたり、直接面接等を行い質問したりする等その他必要な調査を行うことができる。

(5) 調査結果の報告（いじめられた児童生徒・その保護者、県教育委員会へ）

*調査によって明らかになった事実関係について、「対策委員会」は、県教育委員会に報告する。

*調査によって明らかになった事実関係について、「対策委員会」は、情報を適切に（適時・適切な方法で経過報告をする）、「いじめられた児童生徒及びその保護者」に対して提供する。

(6) いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、「いじめられた児童生徒又はその保護者の所見」をまとめた文書を調査結果に添える。